

浜松市ファンドサポート事業費交付金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内スタートアップの成長を加速する支援をするため、浜松市ファンドサポート事業費交付金について、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スタートアップ」とは、革新的なアイデアなどで新たな価値を生み出し急成長を目指す企業をいう。

2 この要綱において「ファンドサポート事業」とは、市内のスタートアップへの投資の活性化を図ることを目的に、ベンチャーキャピタル等が市内事業者に投資しやすい環境整備を行うため、ベンチャーキャピタル等の投資機関の行う投資に協調して支援する事業をいう。

3 この要綱において「認定事業」とは、ファンドサポート事業のうち、支援対象となる次の各号の要件を全て満たす公益性の高い事業として、浜松市ファンドサポート事業交付審査会が審査し、市長が認める事業をいう。

(1) 別表1に定める事業分野のいずれかに該当する事業であること。ただし、別表2に定める事業を除く。

(2) 事業の期間が、2年以下であること。ただし、市長はその内容を審査し認める場合は、1年以内の範囲での延長を認めることができる。

4 この要綱において「認定ベンチャーキャピタル」とは、スタートアップへの投資機能及び事業化支援機能を有する事業者（ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等）であり、市長が認定した事業者をいう。

(対象事業者)

第3条 浜松市ファンドサポート事業費交付金は、申請時点において、別表3に掲げる区分に応じて要件を全て満たすものに交付する。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる全ての書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 浜松市ファンドサポート事業費交付金交付申請書（第1号様式）

(2) 申請者の概要資料

(3) 事業提案書

(4) 利害関係者の確認

(5) 事業計画、資金計画が分かる書類

(6) 会社定款及び登記事項証明書、これらに相応する書類（写し可）

(7) 決算関係書類（直近3期分）

(8) 拠点進出に関する誓約書（申請時点において、申請者が市内に事務所を有しない場合に限る。）

(9) 人員配置に関する誓約書

(10) 市税納付・納入確認同意書（第3号様式）

(11) 浜松市内に本社を有していない場合には本社の所在する市区町村の市区町村税納税

証明書（未納がないことを証する書類）（直近1期分）

- (12) 認定ベンチャーキャピタルから投資を受けていることが分かる書類、投資をまだ受けていない場合には認定ベンチャーキャピタルが作成した出資意向確認書
- (13) 暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
- (14) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（交付金申請者が給与所得者を雇用している場合）
- (15) 投資契約書、投資契約締結前の場合には投資契約書案（写し可）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金対象経費）

第5条 交付金の対象となる経費は、別表4で掲げる経費であって、当該認定事業の実施に必要があると市長が認めるものとする。

- 2 認定事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

（交付限度額）

第6条 交付金の額は、予算の範囲内で、別表3に掲げる額をそれぞれ上限として交付する。ただし、交付金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

（善管注意義務）

第7条 事業者は、善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用が増加した財産を管理しなければならない。

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、交付金の交付決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。
- 3 市長は、交付金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件並びに前項による修正事項を、交付金の交付申請をした者に対し、浜松市ファンドサポート事業費交付金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 交付金は、認定事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、第1条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用が増加した財産を管理し、担保に供してはならない。
- (3) 市税の滞納をしてはならない。
- (4) 認定事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
- (5) 認定事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 前号に掲げるもののほか、認定事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の

場合を除く。

- ア 交付確定額の20%以下の金額での科目の配分変更を行う場合
 - イ 200万円を超えない範囲で科目を新規に設ける場合
 - ウ 事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
 - エ 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、更に能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- (7) 認定事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (8) 交付金交付後、認定事業終了まで毎年度、第18条に定める実績報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。
 - (9) 認定事業は、前条の規定により決定した期間内に着手すること。ただし、市長が認めた場合この限りでない。
 - (10) 認定事業終了後、第20条に定める認定事業収支報告書（第15号様式）及び認定事業終了報告書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。
 - (11) 認定事業終了後、交付金の残金があるときは、市に納付しなければならない。
 - (12) 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間、第17条に定める実施状況報告書（第12号様式）により当該認定事業の実施状況を市に報告し、当該認定事業の成果に基づく収益（吸収・合併により得た収益を含む）が生じたときは、交付された交付金の額を上限とする本市への寄附又は本市スタートアップの成長に寄与する事業への協力をすること。ただし、実施状況報告書は、認定事業者の状況や認定事業の進捗状況を考慮し、市長が提出を免除することを認めた場合この限りでない。
 - (13) 規則第17条第1項の規定により交付金の交付の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (14) 交付金の返還を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (15) 事業者は、認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間、保管しなければならない。
 - (16) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項。

（申請の取下げ）

第10条 交付金の交付申請をした者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金交付決定通知書を受領した日から起算して7日経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付金交付申請の取下げをするときは、浜松市ファンドサポート事業費交付金交付申請取下書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（投資報告）

第11条 事業者は、認定ベンチャーキャピタルから投資を受けたときは、直ちに投資報告書（第6号様式）にその額を証明する書類を添えて市長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による投資報告書(第6号様式)を受けたときは、その内容を確認し、投資が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に浜松市ファンドサポート事業費交付金交付額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(交付金の請求等)

第13条 前条の規定による交付確定を受けた事業者が、交付金を請求しようとするときは、浜松市ファンドサポート事業費交付金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する交付金の請求について、内容を確認した後、事業者に対し、当該請求書を受理した日の翌日から30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第11条の規定による報告を受けた場合において、投資が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを事業者に対して是正指示書(第9号様式)により指示するものとする。

(事業変更等)

第16条 第9条第5号及び第6号の規定に基づく承認の申請は、次の書類を市長へ提出して行わなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書(第10号様式)
- (2) 変更事業計画
- (3) 変更事業収支予算書

2 市長は、前項の規定により事業変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を、事業変更(不)承認通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(実施状況報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、市長が必要と認める期間の事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

- 2 前項の規定による報告は、実施状況報告書(第12号様式)によるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況をいつでも実地調査することができる。
- 4 市長は、実施状況について、認定事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対してこれを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

(実績報告)

第18条 事業者は、認定事業の会計年度を4月1日から翌年3月31日までとし、毎年度の事業の実施状況について、実績報告書(第13号様式)を事業年度の翌年度の5月末日までに提出しなければならない。

(実績報告の審査及び指示)

第19条 市長は、実績報告書を審査し、認定事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示ができるものとする。

2 市長は、審査の結果を実績報告審査結果通知書（第14号様式）により通知する。

(ファンドサポート事業終了報告書)

第20条 事業者は認定事業が終了したときは、認定事業収支報告書（第15号様式）及び認定事業終了報告書（第16号様式）に必要な書類を添付し、当該事業が終了した日から起算して2月を経過した日までに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定事業収支報告書及び認定事業終了報告書を受けたときは、その内容を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、認定事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対してこれに適合させるための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

4 市長は、審査の結果を認定事業終了報告審査結果通知書（第17号様式）により通知する。

(事業化の報告)

第21条 事業者は、第12条の規定による浜松市ファンドサポート事業費交付金交付額確定通知書（第7号様式）の送付を受けた日から10年間、当該認定事業に係る1年間の事業化状況について、事業化状況報告書（第18号様式）により提出しなければならない。

2 前項に定める報告書は、事業者の毎会計年度決算確定の日の翌日から起算して20日を経過した日以内に提出しなければならない。

3 第1項に定める報告書は、認定事業者の状況や認定事業の進捗状況を考慮し、市長が提出を免除することを認めた場合この限りでない。

(寄附等の協力)

第22条 市長は、前条の最終報告書により、事業者に相当の収益が生じた場合には、交付された交付金の額を上限とする本市への寄附又は本市スタートアップの成長に寄与する事業への協力を求めることができる。

(事業者の責に帰すべき事由による決定の取消し)

第23条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 交付金を他の用途に使用をしたとき。

(2) 認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(3) 事業者が第15条の規定による市長の是正指示に従わなかったとき。

(4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(5) 事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。

(6) 事業者が第9条第5号の規定により、認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。

(7) 事業者が第17条第3項による必要な調査に応じなかったとき。

(8) 事業者が第29条第2項による必要な調査に応じなかったとき。

(9) 市内事務所を休止又は廃止したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、交付金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

- 2 前項の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間においても適用があるものとする。
- 3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取消しする場合は、浜松市ファンドサポート事業費交付金交付決定取消通知書(第19号様式)により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、浜松市ファンドサポート事業費交付金返還命令書(第20号様式)により、その返還を命じるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第24条 市長は、交付決定をした場合において、その後の天災地変等、事業者の責めに帰すことができない事情の変更により特別の必要が生じたときは、その内容を審査し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付した金額のうち既に当該事業を実施した部分については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しにより特別に発生した事業に対しては、次に掲げる経費に限り、交付金を交付するものとする。この場合において、第25条第1項又は第2項の規定により、既に交付した交付金を納付させるときは、当該納付する交付金とを相殺することができる。

(1) 認定事業に係る機械、器具及び仮設物等の撤去その他の残務処理等に要する経費

(2) 認定事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消しする場合は、浜松市ファンドサポート事業費交付金交付決定取消通知書(第19号様式)により通知するものとする。
- 4 第1項の規定により交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、浜松市ファンドサポート事業費交付金変更交付決定通知書(第21号様式)により通知するものとする。

(交付金の残額の取扱)

第25条 市長は、第23条第1項及び第24条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、交付の取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて当該交付金を市へ納付させるものとする。

- 2 市長は、第9条第11号の規定により事業者に対し市への納付義務が生じたときは、事業者に対し、期限を定めて市へ納付させるものとする。

- 3 前2項の規定により事業者に対し、交付金を市へ納付させるときは、浜松市ファンドサポート事業費交付金納付通知書(第22号様式)により通知する。

(加算金及び遅延損害金)

第26条 事業者は、第23条第1項の規定により交付決定の取消しを受け、交付金を市へ納付する旨の請求を受けたときは、規則の規定による加算金の額の計算の例によって算出した加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、交付金納付の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則の規定による遅延損害金の額の計算の例によって算出した遅延損害金を市に納付しなければならない。

(他の交付金の一時停止等)

第27条 市長は、事業者が交付金の納付の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第28条 事業者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は、認定事業により取得し、又は効用の増加した財産について、認定事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

2 事業者は、認定事業の完了後においても、市長が必要と認める場合は、財産の利用状況について、報告しなければならない。

(認定事業の経理等)

第29条 事業者は、認定事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市長は、市長が必要と認める場合は、交付金の使途及び帳簿等について、いつでも実地検査することができる。

(審査会)

第30条 市長は、次に掲げる審査をするため、浜松市ファンドサポート事業交付金審査会を開催することができる。

- (1) 第2条第3項に定める認定事業の認定
- (2) 第8条第1項に定める交付申請に関する審査
- (3) 第16条第2項に定める事業変更承認申請に関する審査
- (4) 第20条第2項に定める認定事業収支報告書及び認定事業終了報告書に関する審査
- (5) 第23条第1項に定める事業者の責に帰すべき事由による決定の取消しに関する審査
- (6) 第24条第1項に定める事情変更による交付決定の取消し等に関する審査

(公開)

第31条 事業者は、この要綱に基づき浜松市へ提出された書類については、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）に基づき、公開又は、非公開を決定するものとする。

(協議事項)

第32条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事業者は市と協議の上、業務を進めるものとする。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの浜松市ファンドサポート事業費交付金に適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度から令和2年度までの浜松市ファンドサポート事業費交付金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の浜松市ファンドサポート事業費交付金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの浜松市ファンドサポート事業費交付金に適用する。令和4年3月31日以前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表1（第2条第3項第1号関係）

事業分野
健康・医療関連分野
次世代輸送用機器関連分野
環境・エネルギー関連分野
新農業関連分野
光・電子関連分野
デジタル関連分野
ロボティクス関連分野

別表2（第2条第3項第1号関係）

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動に関する事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業（建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業）。ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち市長が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

別表3（第3条及び第6条関係）

区分	対象事業者の要件（第3条関係）	交付金の額の上限（第6条関係）
シード・R&D 枠	<p>(1) 国内に事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)であること。</p> <p>(2) 市内に本社又は主たる事業所を置き、市内において認定事業を実施しようとするものであること。</p> <p>(3) 認定ベンチャーキャピタルからの出資又は出資意向確認書を受けていること。</p> <p>(4) 市区町村税を完納していること。</p> <p>(5) 当該年度において、市から同種の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 過去3年以内において、第23条第1項の規定による交付決定の取消しを受けたことがないこと。</p> <p>(7) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人に該当しないこと。</p> <p>(8) 交付決定の日から1年以内に、認定事業を実施する事業責任者が市内事務所に常駐する予定であること。</p>	認定ベンチャーキャピタルからの投資額と同額以下とし、第5条第1項に定める経費の2分の1以内の額のうち、1,000万円を上限とする。

	<p>(9) 浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けていないこと。</p> <p>(10) 起業から5年以内で、具体的な技術シーズを有し、研究開発を実施するスタートアップであること。ただし、技術開発の要素の薄いものや、既存市場を活用するだけのものは対象外とする。</p>	
一般枠	<p>(1) 国内に事務所を有する中小企業者であること。</p> <p>(2) 市内に本社又は主たる事業所を置き、市内において認定事業を実施しようとするものであること。</p> <p>(3) 認定ベンチャーキャピタルからの出資又は出資意向確認書を受けていること。</p> <p>(4) 市区町村税を完納していること。</p> <p>(5) 当該年度において、市から同種の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 過去3年以内において、第23条第1項の規定による交付決定の取消しを受けたことがないこと。</p> <p>(7) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人に該当しないこと。</p> <p>(8) 交付決定の日から1年以内に、認定事業を実施する事業責任者が市内事務所に常駐し、かつ、交付決定の日から2年以内に浜松市内事業所において正社員又は役員を新規で雇用する予定であること。</p> <p>(9) シード・R&D枠を除く浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けていないこと。</p>	<p>認定ベンチャーキャピタルからの投資額と同額以下とし、第5条第1項に定める経費の2分の1以内の額のうち、4,000万円を上限とする。</p>
協業枠	<p>(1) 国内に事務所を有する中小企業者であること。</p> <p>(2) 市内に本社又は主たる事業所を置き、市内において認定事業を実施しようとするものであること。</p> <p>(3) 認定ベンチャーキャピタルからの出資又は出資意向確認書を受けていること。</p> <p>(4) 市区町村税を完納していること。</p> <p>(5) 当該年度において、市から同種の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 過去3年以内において、第23条第1項の規定による交付決定の取消しを受けたことがないこと。</p> <p>(7) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人に該当しないこと。</p> <p>(8) 交付決定の日から1年以内に、認定事業を実施する事業責任者が市内事務所に常駐し、かつ、交付決定の日から2年以内に浜松市内事業所において正社員又は役員を新規で雇用する予定であること。</p> <p>(9) 浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けており、新たに市内企業と研究開発の伴う協業事業を行うスタートアップであること。ただし、協業枠の2回目の</p>	<p>認定ベンチャーキャピタルからの投資額に、市内に本社を有する企業が投資した金額、又は市内に本社を有する企業が主体となって設立したCVCが投資した金額を加えた金額と同額以下とし、第5条第1項に定める経費の2分の1以内の額のうち、2,000万円を上限とする。</p>

	交付はできないものとする。	
--	---------------	--

別表4（第5条第1項及び第6条関係）

区分	科目
I. 売上原価・製造原価	1. 仕入代金
	2. 材料費
	3. 外注費
	4. 労務費
	5. 経費
II. 販売費及び一般管理費	1. 人件費
	2. 消耗品費
	3. 旅費
	4. 研究開発費
	5. その他経費
III. その他固定資産取得費等	1. 土木・建築工事費
	2. 機械装置等製作・購入費
	3. 改造修理費

※ すべて認定事業に係る経費とする。

※ 支払いを証明することができないものは対象外経費とする。